

器具及び容器包装の原材料に含まれる物質の含有量等に関する安全性審査の手続（案）

食品、添加物等の規格基準(昭和34年12月厚生省告示第370号)の規定に基づき、食品衛生法施行令第1条に規定された材質の原材料にあって、これらに含まれる物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を除く。以下、同じ。）ごとに定める当該原材料を使用して製造される器具若しくは容器包装に含有されることが許容される量又は器具若しくは容器包装から溶出し、若しくは浸出して食品に混和することが許容される量（以下「含有量等」という。）に関する安全性審査の手続を次のように定める。

（適用）

第1条 食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)第3 A 第9款に規定する安全性審査の手続については、この告示の定めるところによる。

（安全性審査）

第2条 内閣総理大臣は、器具及び容器包装の原材料に含まれる物質の含有量等としての申請が、その物質の開発者、その代理人その他適切な資料を提出することができる者からあったとき申請ごとにその安全性の審査を行う。

2 前項の審査は、食品安全委員会の意見を聴いて行うものとする。

3 第1項の審査を受けようとする者は、別記様式による申請書に食品安全委員会の意見を聴くために必要な資料を添付して申請しなければならない。なお、審査の過程において、追加資料等を求めることがある。

4 第1項の審査の結果、人の健康を損なうおそれがあると認められない等、リスク管理が適当であると判断された場合には、当該審査を経た旨を公表するものとする。

（再評価）

第3条 内閣総理大臣は、前条第4項の規定に基づき安全性の審査を経た旨を公表した内容について、新たな科学的知見が生じたときその他必要があると認めるときは、食品安全委員会の意見を聴いて再評価を行い、人の健康を損なうおそれがあると認められる場合は、その旨を公表するものとする。

別記様式

年 月 日

内閣総理大臣 殿

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

「器具及び容器包装の原材料に含まれる物質の含有量等に関する安全性審査」に基づく申請書

「器具及び容器包装の原材料に含まれる物質の含有量等に関する安全性審査の手続き」に基づき、別添の器具及び容器包装の原材料に含まれる物質の含有量等の安全性審査をされるよう申請します。

（注）

1. 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
2. 字は墨、インク等を用い、邦文にあつては楷書ではっきり書くこと。